

射水市監査委員告示第 4 号

財政援助団体等監査（財政援助団体監査）の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和6年2月14日に実施した財政援助団体等監査（一般社団法人射水市観光協会）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年2月20日

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 折 橋 清 弘

射水市監査委員 中 川 一 夫

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象〔所管課〕

財政援助団体監査

一般社団法人射水市観光協会〔観光・定住課〕

2 監査の実施日

令和6年2月14日

3 監査の期間

令和6年1月31日～令和6年2月14日

4 監査の範囲（令和4年度）

令和4年4月1日から令和5年3月末日までに執行された事務事業

5 監査の方法

監査対象となる財政援助団体等の事務事業について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事務事業が能率的、効率的に行われているか、また、補助事業が目的等に沿って適正かつ効率的に行われているかを提出された監査資料を審査し、関係書類の調査と関係職員に説明を求め、監査を実施した。

6 団体の概要

名 称	一般社団法人射水市観光協会
代 表 者	会長 牧田 和樹
所 在 地	射水市本町二丁目10番30号（クロスベイ新湊1F）

7 財政援助の状況

補助金

名 称	金 額
射水市観光協会補助金	35,794,860 円
ツアー誘客推進事業補助金	2,709,182 円
射水寄ってかれクーポン事業補助金	6,463,000 円

8 監査の結果

監査の結果、監査対象となる財政援助団体の事務事業についての事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討されたい。

なお、その他改善を指示した軽易な事項については、記述を省略した。

○ 意見

- (1) 本市は、豊かな自然と歴史・文化、特産品などの観光資源を保有しているが、全国的な知名度や集客力は未だ大きな課題となっている。積極的な取り組みは一定の評価をしているが、さらに実効性の向上を図るため、予算執行の方法等について担当課と検討し対応されたい。
- (2) 観光協会はもとより、担当課や民間事業者のアイデア等を取り入れ、官民一体となって本市の知名度とイメージアップを図り、地域全体に利益を生み出す体制を強化し、さらに観光客の増加、誘致を進められたい。

(観光・定住課)